

# 新制度によるサービス管理責任者等の 資格要件に関するフロー図(新規でサビ管等になるケース)

<別紙3-1>

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サービス管理責任者等」と記載  
※厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)に基づき作成

サービス管理責任者等としての実務要件  
を満たしている

サービス管理責任者等としての実務要件  
から2年引いた年数を満たす実務経験有り

↓

<実務経験>  
相談支援5年以上  
直接支援(有資格)5年以上  
直接支援(無資格)8年以上  
国家資格者による業務3年以上

↓

<実務経験>  
相談支援3年以上  
直接支援(有資格)3年以上  
直接支援(無資格)6年以上  
国家資格者による業務1年以上

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者等基礎研修

基礎研修受講後、  
2年以上の実務経験※

※一定の要件を満たす場  
合に、6月以上に短縮可  
能。

③サービス管理責任者等実践研修

①～③の研修すべてを修了することにより、サービス管理責任者等として従事可。

# サービス管理責任者等研修制度の変更点

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験(OJT)④については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件④(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

(※)利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し(少なくとも概ね10回以上)、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。